

石川事務所便り

特定社労士 原田靖彦 渡邊隆一

〒141-0031

東京都品川区西五反田 1-25-4 3F

TEL : 03-3492-0571

FAX : 03-3492-4749

E-mail : harada@isikawa-r.com

ホームページ : <http://www.i-syarousi.jp/>

2016年10月



<年金受給資格期間の短縮>

日経新聞等によれば、9/2に厚生労働省が自民党の厚生労働部会に年金受給資格期間の25年から10年への短縮を盛り込んだ法案を提示し、了承されたとのこと。

年金の受給資格期間の短縮は、消費税率を10%に引き上げて実施する予定だった社会保障の充実策の一つです。年金を受け取れない人を減らすため、消費税率の引き上げに先行して実施する方針を安倍晋三首相が表明していました。

秋の臨時国会で法案が成立すれば、来年の9月分からの支給で、初回の支払いは翌月10月となります。これからの保険料納付が、25年は年齢的に難しいが10年なら何とかできるという方もいるはずです。実現すればまさに朗報だと思います。

<残業時間の上限を設定>

政府は、「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」の提言を受け「時間外・休日労働に関する協定」の運用を見直し、労働者に事実上無制限(特別条項付の協定を締結)の時間外労働を課すことができる現状を改めるため、1カ月の残業時間に上限を設定する検討に入りました。

罰則規定の新設など、残業規制の実効性を担保する方策についても協議したうえで、来年3月までに実行計画をまとめるとしています。

<高卒採用「超売り手市場」、バブル後最高>

来春卒業予定の高校生の採用選考が9月16日、解禁されました。今年の求人倍率はバブル崩壊後の1994年度以降最高で、今年7月現在で1.75倍と、超売り手市場となっているようです。

厚生労働省によると、バブル崩壊以降、低調だった高校生の採用が好調に転じたのは2012年ごろ。労働意欲が高く、確実な戦力になると見込む企業が積極採用に乗り出す状況が続いています。

<求人難、働きたい会社>

もう1件採用情報です。6月下旬に発表された日本商工会議所の調査結果によると、中小企業の55.6%が人手不足を訴えており、特に「宿泊・飲食業」が79.8%、「介護・看護業」が77.5%、「運

輸業」が72.3%と、サービス業の人手不足が目立つ結果となっています。

大学新卒採用についても、8月上旬に(株)マイナビが発表した7月末時点における内々定率が72.7%と前年8月の69.1%を超える結果となっており、学生側の「売り手市場」となっています。

<過労死の業務委託建築士「実質的に労働者」>

準大手ゼネコンの戸田建設と業務委託の準委任契約を結んで施工図作製を任せられ、現場事務所で倒れて脳幹出血で死亡した1級建築士の男性について、宇都宮地裁が同社の安全配慮義務違反を認めて、遺族への約5,140万円の支払いを命じました。

判決では、男性の業務実態を「実質的に労働者だった」と認定。

遺族は2005年に宇都宮労働基準監督署に労災請求して不支給処分になっていましたが、2006年に再審査請求を行い、不支給処分が取り消され、さいたま労働基準監督署が労災認定していました。

<過労自殺の賠償責任 株主代表訴訟へ>

もう1件過労死の事案です。役員さんには耳の痛い話です。

過重労働のためうつ病になり自殺した銀行の男性行員の妻が、役員が過労死を防ぐ有効な体制作りを怠り人材を失い会社に損害を負わせたとして、株主の立場で株主代表訴訟を提起しました。

過労死・過労自殺問題をめぐる株主代表訴訟は全国でも初めて。銀行側は、男性が周囲にわからないように残業していたことや午後11時以降の勤務を原則禁じるなどの措置を講じていたことを挙げ、当時の役員に義務違反や賠償責任はなかったとしています。

■当所よりひと言■

労働契約法では、有期雇用が5年を超えると、本人が希望すれば無期雇用に転換することができる定められています。定年後の再雇用についても同様でしたが、法改正により、一定の書類を添付し申請すれば定年後は無期転換権が発生しないことになりました。ご案内を添付いたします。申請をご希望の場合はお早めにご連絡ください。

原田